

退職勧奨の記録に関する規則及び香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜田惠造

### 香川県規則第53号

退職勧奨の記録に関する規則及び香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

(退職勧奨の記録に関する規則の一部改正)

第1条 退職勧奨の記録に関する規則（昭和61年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別記様式（第2条関係）		別記様式（第2条関係）	
退職勧奨の記録		退職勧奨の記録	
氏名	(男・女)	生年月日	年月日 (歳)
勤務公署・職名		採用年月日	年月日
給料月額	円 (職級号給)	退職年月日	年月日
退職勧奨年月日	年月日	勤続期間	年月
退職勧奨の理由		退職勧奨年月日	年月日
参考事項		職員の応諾年月日	年月日
作成者の職名及び氏名		作成者の職名、氏名及び印	印

（香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第2条 香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年香川県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(意見の聴取調書及び報告書の記載事項等)</p> <p>第12条 準用行政手続条例第24条第1項の調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(意見の聴取調書及び報告書の記載事項等)</p> <p>第12条 準用行政手続条例第24条第1項の調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第1号様式から第5号様式までの規定中「④」及び注を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。